

あり、水多きときは其水を恐れて水洗せず、故に予馬介左が工夫する處は、深さ一寸ほどなる焼ものにして、渡り常の籠に入べき大さの猪口を調へ、大なる鳥には水一盃に入、小なる鳥には其形によつて水を淺く入、これをかごの中に入れて、水洗せしむるに、あびずといふことなし、かくのごとくして水洗せざるものには、其鳥に含水をかくべし、鶴、鶯、菊頂、小雀、柄長、駒鳥のごとき、上品の鳥には、水をあびること、三ふるひあびて、これを日向にてほす也、中品は四度水ぶるひして、これをほす、下品は六七度水ぶるひして、これをほす、夏は早朝に起、五ツ半迄に水洗すべし、冬は日中晴天をみて水洗すべし、夏はながく日向に置べからず、上品は水洗すること一日をきしかれども、冬は三日をきほどにすべし、中品は二日置、下品は三日をきにすべし、かくのごとく其日を定むといへども、晴天にあらすんば、水洗することなかれ、毛をかはす頃、又切々はよろしからざること、水洗の事、一樣のことにあらざれば、言語に盡しがたく、此意を以て深く察すべし、

〔日本書紀八仲哀〕

八年正月幸筑紫時岡縣主祖熊罥聞天皇車駕略

○中

參迎于周芳沙麼之浦略

○中

皇后

功神別船自洞海洞此云入之潮涸不得進時熊罥更還之自洞奉迎皇后則見御船不進惶懼之忽作

魚沼鳥池悉聚魚鳥皇后看是魚鳥之遊而忿心稍解

〔日本書紀十四雄略〕

十一年十月鳥宮之禽爲菟田人狗所嚙死天皇瞋黥面而爲鳥養部於是信濃國直丁

與武藏國直丁侍宿相謂曰嗟乎我國積鳥之高同於小墓且暮而食尙有其餘今天皇由一鳥之故而

黥人面太無道理惡行之主也天皇聞而使聚積之直丁等不能忽備仍詔爲鳥養部

〔飼鳥必用中〕鳥鵠

薩州上之紅屋町と云所に、有馬太兵衛といへる鳥數寄あり、疊をさす事を職として、子共餘多あり、身上不如意なれ共、鳥は家の中にならば置身の置所なきほど籠をかざりて暮し、折から明和年中、町家に大鷄シヤム、或は蜀鷄の類時行のぞむといへ共、貧家故に手に入事不叶、其節筑前の